

---

◎議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号でございます。平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）。

平成 26 年度白老町の一般会計補正予算は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,818 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 7,428 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 6 月 13 日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3 番、斎藤征信議員。

○3 番（斎藤征信君） 3 番、斎藤です。13 ページの番号制度導入事業について伺います。説明書のところをずっと読んできたのですが、わからぬ部分も 2、3 ありましたので伺いたいと思います。

国の制度として 25 年度にこの 4 法案が通ったということで町のほうでも昨年 12 月推進委員会が設立されたということがわかったのですが、それ以前に個人番号を申請するという制度があったはずで、住民基本台帳カードですか、そのときの住基カードと今回出されたマイナンバー制度その違いというのはどこにあるのか。それをわかりやすく説明をしてください。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 住民基本台帳の番号とそれから今回の番号制度による番号の違いということでございます。これは基本的に住基カードというのは住民基本台帳法に基づいてつくられる数字ということで、この番号については全国民につく番号なのですが、活用についてはあくまでも法律に基づいた中での使用という限定されたものになっております。しかし今回の番号制度による番号については住基も含めて税情報だとか災害にかかわる部分の分野においてもこの番号を使うというような形で違いがございます。

それと先日ご説明させていただいた中でちょっと重複いたしますが、住基カードについては 11 桁の番号ということなのですが、それが今回新たなものについては 12 桁になると。それからカードの交

付についてもそれぞれ違いがありまして、これにつきましては別冊の資料の9ページに個人番号カードと住基カードの違いをお示ししてございますがこのような形で交付のあり方あるいはカード自体も違うというようなこととなります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 前のものとは使う範囲が全く違うのだということで理解をしました。このID社会の中で危機で管理するというこのインフラ整備そういう考え方が出てくることは必然的かというふうには思うのです。ただ組み込まれたデータを元に一律社会保障だとか、それから税の負担の問題そういうものが全部管理されるということになるわけで、そうすると従来は住民の個々の事情何かもよく個々話し合いながらやってきた部分というのがたくさんあったと思うのです。そういう住民個々の事情何かが入り込む余地がなくなるのではないかというふうにも考えるのですが、真に手を差し伸べるべき者を発見するというふうに書いてあるのですけれども、国民に対して行政サービスが向上するという仕組みになるのかどうなのか。ただ管理上すごく行政としては便利になったというだけのものになって、そうすると国民にとって利便性の高い社会をつくるといっているのですけれども国民にとってのメリットというのは何なのだろうというふうにも考えるのです。そこら辺について説明をお願いしたいのです。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の番号制度の趣旨ということで今斎藤議員のほうからいわれたところ国民の利便性というものも含まれておりまして、その利便性というものはどういうものかということなのですが、まず国民いわゆる1個人においてはこれまで何らかの行政機関に対する申請を行う場合に例えば所得証明が必要だとかいろいろなほかの添付書類が必要であったと。その場合にそれぞれの機関で自分が行って申請して、その添付書類を集めて最終的に実際に申請する機関に持っていかなければならないという部分が今回の番号制度によってそれぞれ個人に番号がついて、それぞれの情報が紐つきになるというようなイメージなのですが、こういう番号があったらそれぞれに紐つけてそれぞれの情報がついていると。それをやることによって申請行為が煩雑化しない、添付書類もそこへ行ってその行政機関と行政機関の間の確認行為によってできるということでの個人の利便性があるというふうにいわれております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 今まで役場でやってきたことが番号1つで全部処理できてしまうと考えてみれば便利なような気もするのだけれども本当にそれで国民の利益が守れるのかということになるとたったそのぐらいのことなのかと。それでこの大事な番号を全部管理しなければならないのかという心配も出てくるのですけれども、この現代社会の中で情報管理というのがかなり難しくなっているということは事実あります。中身読んでると個人情報保護に配慮しますというような言葉が何か所か出てくるわけですが、情報の登用だとか漏えいだとか意図的に悪用するということが今はやっているわけですが、はびこっているといいますか。わざわざそれを狙って悪用するというそういうことに対することがたくさん聞くにつけてこまで信用、信頼していいのだろうか。ここら辺がよくわからないところです。個人情報の安全確保だとか責任の所在、そういうふうになってしまったところ

の責任の所在というのはどこにあるのだろうか。それがどのように仕組みられているのか。ここのところのセキュリティーが一番大事な部分。ただ便利になるからではなくて完全に番号一つで何でもできる、情報までも全部わかってしまうという場合にどうやってセキュリティーを保つかということが一番大きな問題だろうと思うのです。そこら辺の保障はどうなっているのかということを知りたい。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 確かに今回この番号制度という部分でその番号自体に全ての情報がくっついて1つのものになっているわけではなくて、その番号を紐で結んでいるという状態なのでその番号から全ての情報がわかるというわけではないような仕組みにはなっているということをお答えいたします。それで今回の個人情報の管理に伴いまして2つの点が懸念される部分がやはりあるというふうに国のほうとしても捉えているようで、まずは個人情報の追跡・突合に対する懸念ということで、これについては番号が誰かに知らされてそれが外部に漏えいするのではないかとか、あとは特定の個人が選別されるのではないかと差別的なものがあるのではないかとというのはいわゆる個人に関する情報の関係です。それから財産その他の被害への懸念ということで、これは番号情報の不正利用等によって本人の財産による被害を負うのではないかと懸念はあるというふうに考えています。その心配をどういように保護するのかというところで制度上の保護というのとシステム上の保護というもの、この2点大きな柱の中で設計をしているようでございます。制度上のところでいえば例えば利用範囲や情報連携の範囲を法律で限定して目的外使用を禁止するですとか、あるいはシステムを今回つくるにあたってこの個人情報を第三者機関で監視・監督させる仕組み、それから評価の仕組み等もありますし仮に何らかの形で漏れた場合、不正使用があった場合は罰則を強化しているだとかというようなことも挙げられます。あとシステム上の保護としてはやはり単純に先ほど申しました個人情報の芋づる式に引っ張って、それで漏えいを防止するために個人連携を行う際のキーとして個人番号を直接使うのではなくて情報を保有する機関ごとに異なる符号を用いるということになっているのです。そこら辺のシステム上はちょっと私も詳しくはないのですが、あくまでもその番号自体をシステム上で使うということではないらしいのです。個人情報や通信の暗号化を実施するというようなシステム上のセキュリティーも講じているようございますので、この辺の懸念される部分については十分国のほうも配慮して何重にもファイアウォール的なものをかけているというふうに認識してございます。最終的にそうやったとしても何らかの形で漏れたとかという部分で、最終的にこの制度自体の問題で漏れたという場合はやはり国の責任というふうなことになるかと認識してございます。

○議長（山本浩平君） ほか。8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。1点だけ質問します。14ページ、15ページの3款民生費8目アイヌ施策推進費のウタリ住宅新築資金等貸付事業にかかわって、こちらの今既存の貸し付けの残高や収納率そして昨年度と比較して収納率の向上を図られているのかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問いただきましたアイヌ住宅の貸し付けのまず最初に収納率のほうでございます。収納率の25年度の現年分の収納率については88.94%、それから滞納繰越分につきましては7.65%、現滞計合わせまして25年度につきましては29.56%となり

ました。この収納率につきましては24年度に比しまして現年では0.91ポイントのダウン、滞納繰越分では3.91ポイントアップということで現滞計で0.46ポイントのアップということで多少の収納率の向上が図られたものでございます。

現在の残高25年度末で現滞計合わせ3,284万5,887円でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。収納率の向上が図られている中で若干やっぱりこの部分は回収に努めなければいけない部分なのかという認識で質問したのですけれども、こちらのほうの審査方法というのはどのようになっているのかどうかについて。

あと回収方法について。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 審査方法につきましてでございますがその方がアイヌの方であるかどうかということにつきまして北海道アイヌ協会のご協力を得て推薦をいただいた上でこの当該貸し付けの対象者であるということを確認をしております。

貸し付ける限度額もでございますのでその方の購入される住宅等の金額、貸し付ける額について厳正なる審査をいたしまして、またその方の収入状況、それから自己資金があるかないか。といいますのはこちらにつきましてはこの住宅の貸し付けを受けた場合ほかに民間等からの貸し付けを受けることができないということでお貸しすることになっております。ということでそのような審査を受けた上でこれが該当の15年あるいは25年等の期間で返済することができるか等を確認した上で今回補正に上げてございます。

それから続きまして収納対策でございます。はっきりいいましてウタリ住宅貸付に対する収納対策は当然税等に比べますと非常に弱いということがいえると思います。それで今回25年度におきましては新たにここ数年ちょっと対応していなかった部分で滞納繰越分の滞納者のうち納付が滞り連絡のついていない方14名に対して12月それから1月と催告の文章出し役場への電話、来庁を求めました。また連絡のつかない方については直接訪問してその方の所在を確認いたしました。その結果連絡をした14名の方のうち全員と連絡がつき、そのうち7名からは可能な限りの納付があったということでございまして、その結果として近年3%前後であった滞納繰越分の収納率が7.65%になったということでございます。わずかな数字ではございますけれどもこういう積み重ねでいくしかないかと。それから約20年前に貸し付けた、平成元年ぐらいまでの間に貸し付けた部分の滞納繰越分というのが非常に重いものとなってございます。そういう高額の滞納の方についてどう対応していくかということについてはやはりいま一度対策を考えなければいけないと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。アイヌの方たちにとっての福祉施策として大変重要な事業だと思えます。ただ無理な貸し付けになっていないかどうかという部分がちょっと気になった部分で、こちらについては返済のめどを立てながらということ民間との重複も避けながらということと理解しました。無理な取り立てになっていないかどうかについても今の話で常識的な範囲だというふうに理解しておりますが、やはり不公平感にならないように滞納されている方に対しての働きかけが何より

大事でそこは一定の向上が図られつつあるというふうに認識しましたので引き続き頑張るべきだと考えますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ありがとうございます。引き続き細やかな滞納対策を行っていくと。連絡がついていない方に対して今回つながったというところでそれを途切れることなく対応を行っていきたいと考えておりますし、それが少しでも収納率の向上になると考えております。

○議長（山本浩平君） ほか。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。15ページの2点について伺いたいと思います。1つ目は保育士の処遇改善臨時特例交付金のことなのですが、これは賃金格差をなくするという事で保育士さんの処遇を改善しようということでのものだと思うのですが、これは2園分ということなのですが2園で何人分なのか。それとこれは毎年こういうような形で支給されるのか。これは継続というか、格差を是正するために保育運営費のほうに含まれて支給するような形で毎年ではなくてきちんと保障されていくような形にはならないのか。その点について伺いたいと思います。

それともう1点、下のほうの健康づくり費の中で心の健康推進事業ということで自殺対策として講師を招いて講演をするということと、それから相談窓口をするということで臨時看護師さんを採用するということになっていきますけれどもどういった形で進まれるのか。金額見ると15万9,000円ですので1カ月に何回かという形でされるのか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず第1点目の保育士の人数については持ち合わせておりませんので後ほど回答したいと思います。

第2点目の保育士のこれからの処遇改善の特例事業が続いていくのか、ほかのものに変わるのかということなのですが今の情報では、率もちょっと変わったのですがけれども新制度の移行に向けてこの制度は続けていくというような書類は来ております。以上です。後ほど第1点目は回答したいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 2園に対しての処遇改善の交付額は保育士さんの数ではなくて児童数で算出して2園の各補助額を算定して交付するものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 2点目の心の健康推進事業の関係でございます。今現在予定している内容といたしましては自殺に至る背景はさまざまな形であるかと思っておりますけれどもその変化についていろいろと身近に感じられるというのがご家族とか職場だというような形になっているかと思っております。そういうことで町民の皆様のほうに町の実態やうつ病の理解や変化そういうことに気づいていただくことや相談窓口として健康福祉課のほうに窓口を設けてまして、臨時看護師という形で雇用はいたしますが常時雇用ではなく短時間雇用という形で今予定しております。一応7月から3月までの期

間なのですが短期間雇用という形でそれ以外は担当の保健師等がおりますので対応はできるかと思っておりますので、そういう形である程度この事業を充実することによって自殺をする方の予防に努めていきたいと思っております。またそういう形の町民への周知の方法といたしましてはリーフレットの作成等もしくは市販されているものをうまく活用した中で町民の皆様への周知を考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 保育士の処遇改善ということで先ほどあまりきちんとした答弁はなかったのですが、運営費の中に今後新制度の中でどうなってくるか。そういうふうになるのではないかとということですがまだ明確にはなっていないということですか。処遇改善というのは給与格差をなくしていくということはもちろん保育士が足りなくなるということでの復帰をしていただくために給与の格差をなくすることが復帰の一つの大きな条件になるだろうということなのでこういったことになるのですが、新制度ではその辺が明確になったのかどうなのか。その辺1点伺いたいと思います。

それともう1点、心の健康推進事業これは臨時事業になっていて、自殺者は今まで3万人を超えていたのですが、この1、2年で3万人を少し割ってきたということなのです。というのは各自治体で心の相談教室とかいろいろな対応をしているということなのですが、今お伺いしました7月から3月まで臨時看護師さんは置く事業の部分だと思うのですがその後はどうされるのかということが1点。それから保育士さんで今後はこれがなくなったら対応していくのか。

それともう1点、先ほどちょっと出ましたように自殺予備群とっていいのかわからないのですが、自殺をしてしまう人というのはやっぱり心の病、うつ病が大きく要因になっているということなのですが、これは相談窓口を設けて相談した後の対応が大変大事だというふうに思うのです。うつ病の人を余り激励してはいけないというふうには聞いているのですがどういった対応をしていくのか。そして相談を受ける臨時看護師さんを採用するということは専門医だとかが必要ではないかというふうにちょっと考えているのですが、そういう専門医につなげていくための1つの相談の窓口になっていくのか。今後どのような対応されていくのか。その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 先ほどの議員さんのお話ですけれども、新制度に向けて保育士の処遇改善について続いていくのかということでございます。これにつきましては先ほどちょっと説明が足りなくて申しわけございませんでした。処遇改善については改善臨時特例事業を平成24年度から補正予算では安心子ども基金を使って積み増ししてきておりました。そして平成27年度要するに新制度からの子ども・子育て支援新制度に向けてはその効果が途切れることなく新制度に引き継がれるように、今回平成26年度においては保育緊急確保事業として消費税財源も充当して実施すると。ついては平成27年度からについても先行的な位置づけでありますことから、この補助率は8分の1ということで町のほうはその分を見ないとならないのですけれども、ただそれは後で消費税のほうのかかわりで戻ってくるということなのですけれども、その制度の補助率に合わせて進めていくということでございますのでこの部分は位置づけされたという認識でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 心の健康推進事業の関係でございます。今回この事業というのは

道の緊急事業という形で補助金制度があるものという形でそれを利用いたしまして今回の事業を設定させていただきました。実際補助金がない中でも以前からもそういう相談窓口等においてはやってきておる事業でございます、補助金がなくなったからといってこの事業をなくするという事ではないというふうに私どもも思っております。今回この補助金を利用した形の中で臨時看護師等を相談窓口とかそういう形でいろいろ相談した中で、個々のケースは当然あるかと思うのですけれども基本的にはお悩みを聞いて、もし専門医等への受診が必要ということであればそういう方々に対してはいろいろ紹介してということも当然繋げていきたいと思っております、先ほど議員お話あったように自殺者は全国的にも年々若干ずつではあります減ってきておりました全道的にもここ数年減ってきておりました。白老町においての自殺者というのがなかなかうちのほうでは掴めていない状況で、道のほうが発表する保健統計年報という中で死亡の原因という形の中で自殺という項目がある中でうちのほうで数字は押さえておりますがその数字というのが大体2年遅れで出てくるものですから余り参考にはなりません、人数といたしましてはここ数年10人以下で減少もしくは横ばいというような形で人数は推移してございます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず13ページです。防犯灯のLED化整備事業これはいいことだと思いますけれども、よそから補助金もらうということで若干紐つきあるかと思えますけど、実際のここでいう防犯灯の現地調査、現状解析業務をしますというのはどういうことをするのか。そして現在町の防犯灯の台帳があるはずなのです。灯数とかも押さえていると思います。支柱が老朽化して危ないかどうかとかそれも含んでいるのか。だからどういうことをやってどうするのか。

それと調査した後、防犯灯をLEDに変えたり鉄塔というのか、地震で老朽化していたら交換しなければいけないけどその部分に繋がっていくのかどうか。もしやるとすればその辺の財源がちゃんと見越して最後の結果までやることを含んでこの調査をやるのか。

それと町内会の防犯灯結構あります。これらについての関連はどうなっていくのかということでございます。

それと16ページです。この森林・山村多面的機能発揮対策推進事業、この事業の具体的な内容。何をやって何をどうして何を求めているのか。結果的にどうなってくるのか。そしてこれは3団体といっていましたけどどういう団体なのか。個人ではないのかという話もあるのでその辺を具体的にお聞きしたいと思います。

それと歳入で繰越金、これは一般質問で出ていましたから内容云々ではないのです。確認だけしたいと思います。不用額1億4,000万円ほど出ていましたけど、この年度途中で財源が不足するという事で5%の削減をカットしていますよね。その確認でその額は幾らになっているのか。そうすると多少の種々は違いますが今答弁いただきたいと思いますけれども、その額と今回の1億4,000万円合わせた約2億円前後になると思います。これが本当に25年度予算編成した結果、逆に2億円ぐらいの不用額になってしまったというような理解をしていいのかどうか。その辺伺います。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 1点目の防犯灯LED化整備事業についてのご質

問2点お答えさせていただきます。まず今回の事業につきましては現在町の防犯灯1,461灯を管理してございます。これらにつきましては20年、30年と相当老朽化し柱からも落ちるほど腐っているという状況のものもでございます。今回補正として提出いたしました内容につきましては環境省のほうで小規模自治体に対する防犯灯等の一斉の切りかえこういったものに向けてのノウハウが小規模自治体にはないであろうということでの環境省のメニューがでございます。ねらいとしてはLED化によるCO2排出削減という大きなものでございますが、内容につきましては現在毎年電気料として支払っている金額、また当然修繕等が伴ってございますのでこれらの予算、規定の予算の中でこういった見合いで10年間で全部の頭部を交換するというのが最終的な内容になるのですが、今回の補正につきましてはその前段といたしまして現在あります1,461灯、このうちの30灯は近年LED化に変えておりますので現在1,431棟の古くなった防犯灯に対してまず調査をさせていただく。台帳はございますが実際には位置ですとか種類そういったものについては整理しており故障があった場合にすぐ対応できるようなものになってございます。ただ20年、30年前のものでこれらの台帳というのが少し曖昧な部分がございます。今回調査するに当たっては全額国の補助を受けて調査をいたしまして、実際にはほかの今出ました町内会の防犯灯ですとか町の外灯ですとか近くに現存するものも実はございます。そういったものも含めて自立式の防犯灯または北電柱等に共架している防犯灯いろいろな種類がございまして、こちら辺をもう一度必要な位置ですとかどういったものを新たに立てなければいけないだとかそういった調査を含めて今回補正をさせていただくものでございます。この後の9月議会までにこの調査事業を終えて次のステップといたしまして全件の調査を終えた中で交換の事業に対してのご提案をする予定となっております。

あと町内会につきましては今回町の防犯灯ということで全部町の所有物件ということで補助事業にのっとる形をとれるのですが、各町内会それぞれの財産でございましてここら辺はちょっと課題がございまして今すぐに取りかかれるような状況になかったということで、まず町の防犯灯を第一義的に対応させていただき今後調査、検討をしていくという考え方でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 森林・山林多面的機能発揮対策推進事業の関係でございまして。これにつきましては住居近くにある山林、よくいう里親が交配していますのでそれについて地域住民とか森林所有者が自発的に保全管理や資源の利用するための活動に補助をするという形でございます。今回補正しているのはその団体のために安全指導と、あとは今回講習会と現地指導をやる予定になっております。半日現地を見て、その後研修会を開くという予算を立てた中で講師の方に来ていただいてそういう作業をやりたいというふうに考えております。

あと団体なのですけれども一応今のところ3団体あります。萩の里自然公園管理運営協議会、あとウヨロの森づくりの会、あと白老森野会というのがございます。そしてあと1団体参加できるのではないかと考えているのがポロト自然休養林保護管理協議会の4団体に指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本年度の繰越金1億4,003万5,363円繰り越しましたが

議員おっしゃる5%の凍結に関しましては一昨年当初から歳入欠陥1億4,500万という数字、税及び交付税で歳入欠陥起こしましたので、24年度については判明して以来各課に依頼して5%削減して何とか削減した結果年度内にそういう不用額等で整理してその穴埋めをしたわけでございまして、本年度25年度については当初から2億2,000万円の歳入不足はもうはっきりわかっている水道会計から借りるという予算編成になっておりましたのでそのような経費削減はかけておりませんでした。結果交付税、税、不用額等で何とか穴埋めして終わって、そのほかこの間大淵議員に答弁したとおり1億4,000万円ほどの繰越金が生じたという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。防犯灯のほうで1件聞きたいのですが、今いったように1,461灯を調査して10年かけてやりますと。それで調査結果は9月の議会か何かに報告しますといったけど、私が1問目に質問したのはその後今度交換したりしてかかる経費がいろいろ出てきます。それは誰が負担してどうするかということです。それだけ確認しておきたいと思います。

それと森林・山村多面的機能というのは3団体になるか4団体になるかわかりませんが、その人方に対する里山づくりの研修ということですか。個人的に雑木林を持って里山をつくって整備すると、今度それにはね返っていくのだけどその部分についての具体的な取り組みは見えていないのですか。聞くところによるとそういうところも一歩踏み込んでやるのだという話も聞いているのですがその辺はどうなっているのだろうか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。この調査を経て同時に全灯を交換した場合にどのような器具を使ってどういう配置をするというそういうリース会社を中心に実際に灯具を提供する業者ですとか工事業者ですとかそういった共同企業体に町のほうからいわゆる指導書を示した中でプロポーザル方式による申請を受け、そういう業者を決めて来年3月までに全灯器具を交換するという事業を次の第2段階として想定してございます。10年間のリースという大枠の考え方で現在既定予算にあります電灯料ですとか修繕費これらの経費を充てて10年間でそれよりも安くあげる方法での提案を受けるといった形の予定をしております。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 1時45分

---

再 開 午後 1時46分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただ今のご質問に再度説明させていただきます。実際灯具を全部交換した中でのかかる経費、数千万円かかるのですがこれらのものを全額10年間で償還するという形のリースを組むわけですが、当然電気料もかかりますが現在の電気料は相当高いものからLED化にすることによって電気料自体が3分の1近く下がります。また当然新たなものになりますので今あります修繕費こういった経費が不要になってまいります。耐用年数15年ぐらいという

ことの新たな灯具が全灯つくということになります。またこの間における故障等についても条件として保険に入って故障についてはこれらに当てていくというような内容になっておりまして、言葉が足りなかったのですが全部取りかえた経費については既定の電気料と修繕費を合わせた経費で対応するというところでございます。

○議長（山本浩平君） もう一度、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

---

再 開 午後 1時49分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 灯具等の交換の経費につきましては現在既定予算で組んでいるものの予算の中で対応できる金額でございますが、さらにこれよりも下がる見込みで計画を組んでございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 先ほどの質問で4団体だけではなく個人というかほかにもやっている人もいるのではないかという話なのですけれども、それにつきましては今考えているのが4団体に安全指導とかをやるのですけれども、そのときに個人の方にも案内をして来てもらうとか、あとは講習会もそういう方たちにも案内して参加してもらうという形で今のところは考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

先ほど答弁漏れがあるということで、坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは先ほどの答弁漏れの部分で保育士の改善臨時特例事業における対象者でございます。緑丘保育園については保育士15名ほか21名ということです。それから小鳩保育園については保育士17名ほか23名ということでございます。先ほど財政課長のほうも答弁されていましたがけれども保育士の処遇改善特例事業の所要額については子供さんの人数、そして乳児、1歳、2歳、3歳、4歳それぞれの適用単価というものがございましてその単価に基づいて整理されております。実績を出すときにそれぞれの人数とか全部が出てくる予定になっています。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。第1号議案の質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。